

泉大津市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する児童及び高齢者のヘルメット着用を促進し、事故の防止を図るため、ヘルメットを購入する者に対し、予算の範囲内において泉大津市自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 泉大津市に住所を有する小学校6年生以下の者をいう。
- (2) 高齢者 泉大津市に住所を有する65歳以上の者をいう。
- (3) ヘルメット 自転車に乗車する際に着用する新品の自転車用ヘルメットをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自らが着用するヘルメットを購入した高齢者または児童に着用させるためヘルメットを購入したその児童と世帯を同一とする保護者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、購入価格に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。)とし、児童2,000円、高齢者3,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、児童及び高齢者1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ヘルメットを購入した日から1年以内に泉大津市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に係る領収書の原本、又は領収書原本にかわる金額、購入日、商品名が記入されたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、泉大津市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)及び泉大津市自転車用ヘルメット購入費補助金交付却下通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に購入したヘルメットについて適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に購入したヘルメ

ットについて適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。